

ふじみ野市子育てのための施設等 利用給付認定（新2・3号認定）について

幼稚園又は認定こども園（教育部）を利用する方が、保育を必要とする場合に、施設利用料の一部無償化（新2・3号認定）の申請をするためのご案内です。

※既に他市区町村で認定を受けている子どももふじみ野市に転入した場合は、新たに申請が必要です。

1. 申請が可能な方

ふじみ野市に住民票があり、保育を必要とする世帯が対象です。

なお、満3歳児クラスについては、市民税非課税世帯等が対象です。

※市民税非課税世帯等とは、市民税非課税世帯（4月から8月までは前年度分、9月から翌3月までは当該年度分の市民税額を適用）、生活保護受給世帯、保護者が里親である世帯又は小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者です。

2. 保育の必要性和利用料の一部無償化期間について

保育の必要性は、保護者（単身赴任等で別世帯となっている保護者含む）が下表の「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定されます。

※保育の必要性の認定が無い場合は、施設利用料の一部無償化の対象にはなりません。

保育を必要とする事由（保護者の状態）		利用料の一部無償化期間
就 労	一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上就労している（家事手伝いは不可）	就労を継続している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後、間もない（新規申込に限る。）	出産予定月及び出産予定月の前後2ヶ月間の計5ヶ月間 ※多胎の場合は、出産予定月及び出産予定月の前4ヶ月、後2ヶ月の計7ヶ月間
保護者の疾病・障がい	日中保育できないような傷病または身体や精神に障がいがある	診断書に記載された加療期間
介護・看護	同居していて病気や障がいのある親族を常時介護または看護している ※時間・日数は「就労」と同じ	介護・看護が必要な期間
災害復旧	震災・風水害・火災等で家屋の復旧にあっている	復旧が終わり、保育できるようになるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3ヶ月間 ※期限内に、基準を満たした就労証明書が提出されれば継続可
就 学	学生または職業訓練校に在学している（通信教育は不可） ※時間・日数は、「就労」と同じ	在学期間中（卒業・修了予定日まで）
育児休業取得中の継続利用	既に就労で保育を必要とする認定を受けており、継続して保育してもらう必要がある※育児休業を理由に <u>新規申込はできません</u> 。育児休業を切り上げることを条件に「就労」で申し込んでください。	生まれた子が1歳になるまで ※1歳に到達する月の保育所入所選考までに入所申請した結果、入所できなかった場合は1歳になった年の年度末まで

3. 一部無償化対象となる利用料について

在園施設の預かり保育の利用料が、下表の月額上限の範囲内で無償化されます。実際に施設へ支払った額と無償化上限額を比較して低い金額が給付されます。利用料を超えての給付はありません。

対象料金	満3歳児クラスの上限額 ※ 非課税世帯等が対象	3歳児～5歳児クラスの上限額 (年少～年長)
預かり保育の利用料 (実費は除く)	1日 450 円×利用日数 (月額上限 16,300 円)	1日 450 円×利用日数 (月額上限 11,300 円)

※満3歳児クラスとは、3歳になる日の前日から最初の3月31日を迎えるまでの間にある子どもを対象としたクラスのこと。プレ保育は除く。

※在園施設とそれ以外の施設（認可外保育施設等）を利用した場合、原則、認可外保育施設等の利用料については一部無償化の対象にはなりません。しかし、在園施設が一定の要件に該当した場合は、上限額の範囲内で一部無償化となります。（一定の要件とは、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は②年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合）

4. 申請方法・申請期限

下記「5. 申請に必要な書類」に記載された書類を期限までにご提出ください。

※月単位の認定です。遡りや月途中の認定は行いません。

【令和8年4月の新規入園と同時に一部無償化を希望する方】

入園施設が申請書類を取りまとめる場合は、当該施設が指定する日までにご提出ください。

ふじみ野市へ直接持参するよう指示があった場合は、令和7年12月19日（金）までに、ふじみ野市役所本庁舎2階の保育課又は大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係までご提出ください。

【年度途中に幼稚園又は認定こども園に入園する方及び在園中の方で一部無償化を希望する方】

一部無償化を開始したい月の前月末日までに、申請書類をふじみ野市役所本庁舎2階の保育課又は大井総合支所の市民総合窓口課福祉窓口係へご提出ください。

【既に他市区町村で認定を受けている子どもがふじみ野市に転入した場合】

転入後、速やかに申請書類をふじみ野市役所本庁舎2階の保育課又は大井総合支所の市民総合窓口課福祉窓口係にご提出ください。

※転入前の市区町村で認定を受けていない場合は、申請日の翌月から一部無償化の対象になります。

※転入前の市区町村とふじみ野市の認定基準が異なる場合がありますので、転入前の市区町村で認定を受けていてもふじみ野市では認定が受けられない場合があります。

5. 申請に必要な書類

(1) 提出必須書類

□ 子育てのための施設利用等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

※申請が必要な子ども1人につき1部ずつご提出ください。記入の際は「記入例」をご参照くだ

さい。

□ 保育を必要とする事由の証明書類

※詳細は、下表「(2) 保育を必要とする事由の証明書類」をご確認ください。

(2) 保育を必要とする事由の証明書類（父母は年齢に関係なく必要）

事 由		必 要 書 類
就 労（内定）		☆就労（予定）証明書（実働時間が一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上であること） ※必ず勤務先の担当者が記載すること。本人が書いたと思われる場合は無効とします。 ※変則就労の場合（就労証明書「6 就労時間（変則就労の場合）」に記入されている場合）、就労証明書の就労実績に記載されている月のシフト表を添付してください。 ※児童と同伴で出勤の場合、備考欄に同伴就労である旨を勤務先の担当者が記載すること。
	自営業 ※ここでいう「自営」は、自分もしくは親族が経営する会社を指します。	☆就労証明書 ※個人事業主の場合は開業届を添付 ●一日（1週間）・一月のスケジュール ●給与・売上（就労証明書の就労実績に記載されている月の実績）を証明するもの（通帳の写し）
妊 娠 ・ 出 産	産前	●母子健康手帳の表紙（氏名）と分娩予定日記載部分の写し
	産後	●母子健康手帳の表紙（氏名）と出生届出済証明（市が記載・押印）部分の写し
保 護 者 の 疾 病 ・ 障 が い		☆診断書（疾病用） ●（身体・療育・精神等）障害者手帳の氏名・等級記載部分の写し
介 護		☆保育所・無償化対象施設入所に関する介護・看護状況申告書 ●介護保険資格者証の氏名・等級などの状態記載部分の写し ●入院計画書、ケアプラン等があればその写し
看 護		☆保育所・無償化対象施設入所に関する介護・看護状況申告書 ☆診断書（看護用） ●障害者手帳の氏名・等級などの状態記載部分の写し ●入院計画書、ケアプラン等があればその写し
災 害 復 旧		●罹（り）災証明書（市民課で申請）
求 職 活 動		☆保育所・無償化対象施設入所に関する求職活動申告書
就 学		☆在学証明書（一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上） ※カリキュラム添付

注意

「☆」は市(保育課)の様式、「●」は任意様式又はご自身で用意するものです。

※保護者全員分を提出してください。

※状況に応じて上表以外の書類の提出を求める場合があります。

※☆様式については、ふじみ野市役所本庁舎2階保育課又は大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係で配布しております。市のホームページからもダウンロード可能です。

☆市のホームページからダウンロードする手順☆

▼ふじみ野市 HP から以下のページにアクセス

「預かり保育等利用料及び認可外保育施設等利用料一部無償化事業の手続き」ページ内にある

「施設利用のための認定申請の書類」の「保育を必要とする事由の証明書類」

からダウンロードできます。



こちらからもアクセス可能です。

(3) 要件に該当する方のみご提出いただく書類

要件	ご提出いただく書類
ひとり親世帯	次のどちらかをご提出ください。 ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証（表面）の写し ☐ 戸籍謄本の写し（最新のものです 3 か月以内に発行されたもの）
離婚調停中 ※配偶者と別住所にあること	☐ 離婚調停中であることを証明する書類 （家庭裁判所からの呼び出し状の写し、事件係属証明等）
兄弟姉妹が認可外保育施設、企業主導型保育施設、療育施設等に入所している若しくは入所が決定した世帯	☐ 在園証明書（兄弟姉妹用）

(3) 満3歳児クラスの申請をする方のみご提出いただく書類

要件	ご提出いただく書類
保護者及び同居の方が、令和7年1月1日にふじみ野市に住民票がない場合 ※世帯分離している場合も同居に含む	☐ 個人番号（マイナンバー）提供書 ※提出の際、次のどちらかを確認します。 ☐ マイナンバーカード ☐ 申請者本人であることが確認できるもの（免許証等顔写真付き証明証）及び本人個人番号通知書又は個人番号記載の住民票 ※海外に住所があった場合は、令和6年中の海外での収入（総支給額及び控除額）がわかるのもの（勤務先が発行する給与の支払い証明書）をご提出ください（原本及び日本語訳したもの）。
保護者及び同居の方が、令和8年1月1日にふじみ野市に住民票がない場合 ※世帯分離している場合も同居に含む	☐ 個人番号（マイナンバー）提供書 ※提出時の確認書類 上記参照 ※海外に住所があった場合は、令和7年中の海外での収入（総支給額及び控除額）がわかるのもの（勤務先が発行する給与の支払い証明書）をご提出ください（原本及び日本語訳したもの）。
生活保護受給者世帯	☐ 生活保護受給者証（全体）の写し
保護者が里親である世帯又は小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者	☐ 保護者が里親であること又は小規模住宅型児童養育事業者であることを証明する書類 （児童委託証明書、その他の養育関係にあることを証する書類）

【施設（園）を経由して個人番号（マイナンバー）提供書を提出するときの注意点】

注意

ご自身で用意した封筒に申請する子どもの名前と生年月日を記載し、上表の確認書類（マイナンバーカード若しくは申請者本人であることが確認できるもの（免許証等顔写真付き証明証）及び本人個人番号通知書又は個人番号記載の住民票）の写しを同封してください。

6. 利用料の一部無償化の請求について

保護者が利用料を施設へ支払った後に、ふじみ野市に対し無償化の給付（施設等利用費）の請求を行っていただく必要があります。

(1) 請求時期

請求の受付は、四半期ごとに行います。請求月に下記「(2) 請求に必要な書類」一式をご提出ください。書類を確認後、実際に施設へ支払った額と無償化上限額を比較して低い金額を保護者指定の口座に振込みます。

利用月	4～6 月分	7～9 月分	10～12 月分	1～3 月分
請求月	7 月	10 月	1 月	4 月 ※1

※1 年度末の請求の締め切りは、4 月末日（休日の場合は直前の平日開庁日）となります。

【注意事項】

- ・利用施設が請求書を取りまとめる場合は、当該施設が指定する日までにご提出ください。
- ・ふじみ野市へ直接持参する場合は、ふじみ野市役所本庁舎 2 階の保育課又は大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係にご提出ください。
- ・施設等利用費を請求できる期間は、施設の利用月の翌月 1 日から 2 年間です。超過すると請求書を受付けできませんのでお早めにご請求ください。

(2) 請求に必要な書類

- ア 預かり保育事業の施設利用費請求書（返還のための申請書：市の様式）
- イ 振込先の口座登録・変更申込書（最初の請求時のみ提出：市の様式）
- ウ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書（施設が発行する書類）
- エ 特定子ども・子育て支援提供証明書（施設が発行する書類）

【注意事項】

- ・書類の不備や金額の誤り等がある場合は、ご来庁いただき修正していただきます。
- ・認定時に就労実績が 3 ヶ月に満たない方や転職をした方は、就労を開始して 3 ヶ月経過後に、3 ヶ月分の就労実績確認書類（給与明細又は就労証明書）をご提出ください。
- ・就労で認定を受けている場合、理由なく 1 ヶ月の就労実績において 1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上に満たない月の利用料は請求できません。

7. 提出済申請書の内容に変更があった場合

注意

申請書提出後に次の事項が発生した場合は、速やかにその旨を利用予定の施設及びふじみ野市保育課にご連絡ください。変更届の提出が必要となります。

ア 保育を必要とする事由が変更になる時（求職者が就労する、産休・育休を取る等）

「就労」を理由に子育てのための施設等利用給付認定を受けているご家庭において、第二子を妊娠した場合は、以下の点に注意してください（第三子以降も同様の考え方になります）。

- 産休を取得する場合は、「変更届」と「母子手帳の表紙と分娩予定日記載部分の写し」（5 (2) 参照）をご提出ください。認定区分及び認定期間の変更を行います（「就労」→「妊娠・出産」）。また、出産後、できる限り速やかに母子健康手帳の出生届出済証部分の写しをご提出ください。出産日が予定日より早まると「妊娠・出産」の認定期間が変更され、認定期間が短くなること

ありますのでご注意ください。

- 「妊娠・出産」の認定期間終了後に育児休業を取得する場合は、「変更届」と育児休業期間の記載がある「就労証明書」（就労証明書「9 育児休業の取得」欄が記載されたもの）をご提出ください。認定区分及び認定期間の変更を行います（「妊娠・出産」→「育児休業」）。

「育児休業」の認定期間は、第二子が1歳に到達する日の前日までとなります。認定期間終了後に就労復帰、かつ認定期間終了まで（1歳に到達する月の保育所入所選考まで）に第二子について保育所入所申請（給付認定申請）【例：認定期間終了日が9月15日の場合、9月1日から保育所に入所できるように8月10日までに保育所入所申請をする】をして、「育児休業」から「就労」に認定変更しなければ、「育児休業」の認定期間が終了するため、認定期間終了後に第一子が利用した施設の費用は一部無償化の対象外となります（第一子が利用した施設の費用の請求をいただいてもお支払いできません）。

ただし、入所申請した結果、入所ができなかった場合は、「育児休業」の認定期間は、最長で第二子が1歳に到達した年度の3月末まで延長となりますので、その間は第一子が利用した施設の費用は一部無償化の対象となります

- 育児休業制度がない場合（自営業等）は、「妊娠・出産」の認定期間終了後に就労復帰となりますので「変更届」と復職年月日の記載のある「就労証明書」（就労証明書「11 復職（予定）年月日」欄が記載されたもの）をご提出ください。認定区分及び認定期間の変更を行います（「妊娠・出産」→「就労」）。

なお、「妊娠・出産」の認定期間終了後に就労復帰、かつ認定期間終了までに第二子について保育所入所申請（給付認定申請）【例：認定期間終了日が9月末日の場合、10月1日から保育所に入所できるように9月10日までに保育所入所申請をする】をして、「妊娠・出産」から「就労」に認定変更しなければ「妊娠・出産」の認定期間が終了するため、認定期間終了後に第一子が利用した施設の費用は給付の対象外となります（第一子が利用した施設の費用の請求をいただいてもお支払いできません）。

ただし、入所申請した結果、入所できなかった場合は、同伴就労等で就労復帰していただければ、認定区分を「妊娠・出産」から「就労」に変更しますので、「就労」の認定期間中は、第一子が利用した施設の費用は一部無償化の対象となります。

- イ 世帯状況（離婚、結婚、単身赴任等）や同居人の状況が変わる時
ウ 居住地が変わる時

エ 就労状況が変わる時（就労期間・時間・日数に変更になる等）

※就労証明書の「3 雇用（予定）期間等」の項目で「☒有期」にチェックが入っている場合、かつ「14（雇用契約の）満了後の更新の有無」の項目で「☒無」にチェックが入っている場合は、雇用期間が延長（更新）された際は、速やかに「変更届」と「更新された就労証明書」をご提出ください。提出がない場合、施設利用料の給付はできません。

- オ 転出をした時（転出先の市区町村で再度申請が必要）

《お問い合わせ》

ふじみ野市役所 こども・元気健康部 保育課
ふじみ野市福岡 1-1-1 電話 049-262-9035



ふじみ野市 PR 大使

『ふじみん』